

項 目 別	技能訓練所 (強制工作受處分人)		少年矯正學校 (受感化教育學生)		看守所		少年觀護所		戒治所		
	新 入 所 人 數	月 在 (所 年 人) 底 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年 人) 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年 人) 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年 人) 底 數	新 入 所 人 數	月 在 (所 年 人) 底 數	月 容 受 於 戒 治 所 之 人 數
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
107年	73	119	475	791	8,682	2,536	3,511	302	481	341	-
108年	64	133	473	662	8,164	2,374	3,443	303	397	272	-
109年	105	176	475	706	7,434	2,245	3,507	318	346	255	-
110年	132	-	362	636	6,707	2,255	2,742	316	2,208	932	-
8月	19	205	30	632	664	2,091	341	325	53	599	-
9月	21	220	26	636	712	2,288	287	352	130	678	-
10月	9	217	35	632	616	2,275	238	359	171	745	-
11月	12	219	31	615	662	2,340	267	361	186	843	-
12月	2	-	39	636	585	2,255	245	316	183	932	-
111年1-8月	-	-	268	590	4,496	2,125	1,814	280	1,158	965	-
較上年同期±%	-100.0	-100.0	16.0	-6.6	8.8	1.6	6.4	-13.8	-24.7	61.1	-
1月	-	-	45	603	638	2,117	239	269	185	988	-
2月	-	-	26	599	341	2,027	176	276	105	1,021	-
3月	-	-	32	607	659	2,039	259	287	126	1,076	-
4月	-	-	38	615	493	2,052	220	283	181	1,118	-
5月	-	-	26	626	539	2,010	171	233	163	1,096	-
6月	-	-	36	645	543	2,057	239	266	126	1,043	-
7月	-	-	28	608	700	2,201	263	296	100	973	-
8月	-	-	37	590	583	2,125	247	280	172	965	-

(續下表)

項 目 別	成年勒戒處所					少年勒戒處所					少年矯正學校	
	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	有傾 向 繼 續 施 用		月 在 (所 年 人) 底 數	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	有傾 向 繼 續 施 用		月 在 (所 年 人) 底 數	新 入 校 人 數	月 在 (校 年 人) 底 數
			無傾 向 繼 續 施 用	無傾 向 繼 續 施 用				無傾 向 繼 續 施 用	無傾 向 繼 續 施 用			
107年	5,001	5,140	474	4,664	494	10	17	-	17	-	160	423
108年	3,784	3,859	383	3,475	369	2	2	1	1	-	121	375
109年	3,674	3,203	339	2,864	788	7	5	-	5	2	127	335
110年	12,559	11,428	2,185	9,242	1,810	3	5	-	5	-	251	738
8月	1,149	623	49	574	1,464	1	-	-	-	1	36	737
9月	1,509	1,138	128	1,010	1,824	-	1	-	1	-	28	739
10月	1,394	1,349	170	1,179	1,856	1	-	-	-	1	40	739
11月	1,569	1,395	184	1,211	2,021	-	1	-	1	-	32	719
12月	1,469	1,664	184	1,479	1,810	-	-	-	-	-	42	738
111年1-8月	9,595	9,879	1,147	8,728	1,343	1	1	-	1	-	289	715
較上年同期±%	45.0	68.0	-24.5	100.0	-8.3	-50.0	-66.7	-	-66.7	-100.0	165.1	-3.0
1月	1,028	1,542	185	1,356	1,278	-	-	-	-	-	49	711
2月	1,138	975	104	871	1,431	1	-	-	-	1	26	712
3月	1,600	1,187	125	1,062	1,829	-	-	-	-	1	37	728
4月	1,217	1,439	180	1,258	1,591	-	1	-	1	-	40	738
5月	1,133	1,307	161	1,144	1,363	-	-	-	-	-	31	750
6月	1,126	1,107	125	982	1,343	-	-	-	-	-	37	770
7月	1,261	1,026	99	927	1,560	-	-	-	-	-	30	731
8月	1,092	1,296	168	1,128	1,343	-	-	-	-	-	39	715

說明：1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲，嗣後即無該類收容人。

(續完)

2.勒戒處所實際出所人數含有繼續施用毒品傾向移送戒治、無繼續施用毒品傾向出所、裁定不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

3.少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人)，誠正中學及110年8月1日由桃園少輔院、彰化少輔院改制之敦品、勵志中學收容受感化教育學生。